



厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長 橋本 泰宏 様

(写)

令和2年6月 18 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛

今後の障害福祉関係予算及び制度改善等に係る要望(重点事項)
(新型コロナウイルス関連)

平素より社会就労(授産)事業の推進に特段のご高配を賜り深謝申し上げます。また、今般の新型コロナウイルス感染症への迅速な対策をいただいていることに深謝申し上げます。

5月末に全国的に緊急事態宣言が解除されて以降、日常生活を取り戻しつつありますが、社会経済活動への打撃は深刻であり、本会会員事業所における生産活動ならびにその利用者の生活への長期的な影響が懸念されています。

貴省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課においては通知等で就労系事業所の対応についてお示しいただいておりますが、継続的な支援をお願いしたく、以下の点を支援策として要望いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症による生産活動への長期的な影響に対する対応について

- 令和2年度第2次補正予算において「生産活動活性化支援事業」が設けられ、生産活動が相当程度減収となっている就労継続支援事業所(A型・B型)に対し、1事業所あたり最大50万円の補助がされることになりました。
- しかし、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響は深刻であり、就労継続支援事業所への影響は長期化することが懸念されています。当該事業による1回限りの補助ならびに1事業所あたり最大50万円では、今般の生産活動の長期的な減収に対応することは困難です。補助額の拡充ならびに継続的な支援をご検討ください。
- また、当該事業では、生産活動を実施する生活介護事業所ならびに生保・社会事業授産施設は対象外となっています。就労継続支援事業所と同様、生産活動を実施する生活介護事業所ならびに生保・社会事業授産施設も当該事業の対象に追加するようご検討ください。

2. 優先調達推進法の活用による官公需の一層の喚起

- 新型コロナウイルス感染症対策による経済情勢の悪化から民需が落ち込み、その回復にも時間を要する見通しとなっています。生産活動の減少を補えるよう、引き続き役務の発注を中心とした官公需拡大に向け、中央省庁(出先機関を含む)や自治体へのより一層の喚起をお願いいたします。
- なお、例年、6月27日を「優先調達推進法の日」、6月20日から7月20日を「優先調達推進法月間」とし、都道府県・市区町村等の行政機関に対し、優先調達推進法の啓発活動を実施しております。貴省でもこの機会に周知・啓発へのご協力をお願いします。

3.新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による慰労金の対象拡大について

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、施設・事業所に勤務する職員への慰労金支給がされることになりました。本慰労金については、全ての職種を対象とするとともに、対象とされていない生保・社会事業授産施設や障害者就業・生活支援センター等に勤務する職員も対象とするようにご検討ください。

以上